

第2号様式(第10条関係)

令和 2 年 4 月 21 日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

山川 典二



令和元年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和元年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和元年度 政務活動費収支報告書

議員名 山川 典二

1 収 入 政務活動費 1,800,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費	244,048	議会報告会案内ハガキ 印刷代・郵送代(6月4日開催/10月8日開催)、議会報告会会場代(6月4日開催/10月8日開催)講師謝礼代、ビデオカメラレンタル代
要請陳情等活動費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	21,600	八重山日報
事務所費	763,729	家賃 仲介手数料 駐車場代 水道代 電気代
事 務 費	5,347	A3用紙、A4用紙、ボールペン替芯
人 件 費	968,659	給与 労働保険料
合 計	2,003,383	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円

充当割合：政務活動のみ全額充当

広報広聴費

領収書

6月4日 議会報告会案内ハガキ
印刷代
2019年05月14日

山川典二事務所 御中

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社プリントパック

〒617-0003

京都府向日市森本町野田3-4

TEL 0120-977-920

FAX 075-935-8890

お支払条件 クレジットカード

納品場所 ご指定場所

御請求金額 3,790円 (税込)

納品期日 1営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC19625396	品名：議会報告会案内ハガキ20190604 ポストカード(100×148) / 両面スミ1色 / ホホワイトアートポスト180 / 1,600部 / 加工1：トンボ仕上がり断裁 (ご注文サイズでお納め) 加工2：	1	3,790	3,790
合 計				3,790

特記事項

※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、
印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。

※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

郵便はがき

広報広聴費

料金別納
郵便

6月4日
議会報告会
案内ハガキ

山川典二 議会報告会と 意見交換会「観光 × IT」

6/4 水ぷらっさ

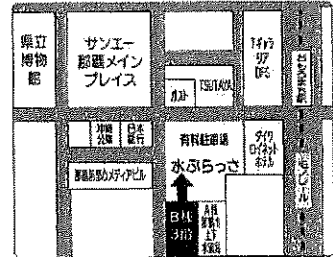
PM6:30~ ※無料

那覇市上下水道局日棟3階ホール

那覇市おもろまち 1-1-2
TEL:098-867-7423

※混雑が予想されますので、
お越しの際はバス・タクシー
又は乗合でお願いいたします

受付にこのハガキを
お渡しください



山川典二 議会報告会と意見交換会 「観光 × IT」のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて県議会での活動も4年目を迎えようとしております。
私が日ごろ取り組んでおります県議会での活動を、皆様にご報告いたしたく、表面の日程にて議会報告会、並びに私がコーディネーターとなり「観光 × IT」について意見交換会を開催いたします。公私ともにお忙しいとは存じますが、ぜひともご出席を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

令和元年5月吉日

沖縄県議会議員 山川典二

<意見交換会パネリスト> ※敬称略

東 良和 (沖縄ツーリスト株式会社 代表取締役会長)
「沖縄観光の現状とこれからの展望 (仮題)」

新谷 隆 (国際大学 GLOCOM 主幹研究員 / 沖縄地域統括長)
「沖縄観光の進化~ビッグデータ解析の活用」

連絡先: 那覇市国場 1169-3-903 山川典二事務所
電話: 098-851-4305 FAX: 098-851-4306

充当割合: 政務活動のみ金額充当

広報広聴費

6月4日議会報告会等四八が
郵送代

領収書

山川 典二 様

[別納引受]		
第二種通常はがき		
062	1,448通	¥89,776
小計		¥89,776
郵便物引受合計通数	1,448通	
課税計		¥89,776
(内消費税等)		¥6,650
非課税計		¥0
合計		¥89,776
お預り金額		¥90,000
おつり		¥224

印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2019年 5月18日 13:33
担当: [REDACTED]
発行No. 190518A6159 端N53箱01
連絡先: 那覇新都心郵便局
TEL: 098-863-7400

1600部印刷

35 1448通 郵送
152部 手渡

充当割合:政務活動のみ全額充当

広報広聴費

6月4日 議院報告会
会場代
備品代

印紙税法第5条
別表1の17の規
定により非課税

No. 013129

会計年度	現金領収証書	
元年度		
課名		
職員番号		
氏名	山川英二事務所様	
科、目	金額	
多目的ホール	22	500
音響設備		500
プロジェクター	2	000
		0
合計		¥25,000
令和元年5月28日 領収済		
那覇市職員厚生会		
理事長 屋比久 猛 義		

統一様式-⑩

広聴広報活動記録簿

年月日	令和元年6月4日(火)午後6時30分~8時
場所	水ぶらっさ 那覇市上下水道局B棟3階「厚生会館」
対象	沖縄県民
参加者	100名
目的	議会活動の報告と識者を招き、わかりやすく県政を伝え、住民の県政に関する要望・意見を聴く
内容及び所見	観光とITの各分野から識者を招き、各々の沖縄県における現状と今後の取り組みについて講演していただく。その後、「観光×IT」と題し、観光とITの組み合わせによって、現在と未来がどのように変化していくのか、例えば5G回線の実現によって到来する社会やビッグデータの解析を観光に活かすことによって従来のプロモーション展開と異なる、リアルなデータに基づく広報活動の実施が可能になる等、意見交換を行った。
配付資料等	・観光について ・ITについて
備考	

充当割合:政務活動のみ全額充当

広報広聴費

10月8日 議会報告会

会場代
備品代

印紙税法第5条
別表1の17の規
定により非課税

No. 013239

会計年度	現金領収証書	
元年度		
課名		
職員番号		
氏名	山川典三事務所様	
科目	金額	
目的札	22	500
音響設備		500
プロシクター	2	000
(R元年10/8利用))
		9
		7
合計	725	000
令和元年8月23日 領収済		
那覇市職員厚生会		
理事長 屋比久 猛		

充当割合：政務活動のみ全額充当

広報広聴費

領収書

10月8日 議会報告会 案内ハガキ
印刷代

2019年09月06日

山川典二 御中

株式会社プリントパック

〒617-0003

京都府向日市森本町野田3-1

TEL 0120-977-920

FAX 075-935-6890

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願い申し上げます。

お支払条件 クレジットカード

納品場所 ご指定場所

御請求金額 3,370円 (税込)

納品期日 1営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
PAC20740798	品名：議会報告会案内ハガキ20191008 ポストカード(100×148) / 両面スミ1色 / ホワイトアートポスト180 / 1,300部 / 加工1：トンボ仕上がり断裁 (ご注文サイズでお納め) 加工2：	1	3,370	3,370
合 計				3,370

特記事項

※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、

印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。

※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

郵便はがき

広報広聴費

料金別納
郵便

10月8日
議会報告会
葉(ハガキ)

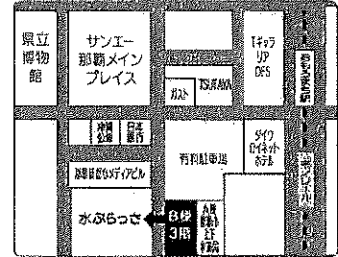
山川典二 議会報告会と 意見交換会「医療から見えてくる沖縄」

10/8 火 水ぷらっさ

PM6:30~ ※無料
那覇市上下水道局B棟3階ホール

那覇市おもろまち1-1-2
TEL:098-867-7423
※混雑が予想されますので、
お越しの際はバス・タクシー
又は乗合でお願いいたします

受付にこのハガキを
お渡しください



山川典二 議会報告会と意見交換会 「医療から見えてくる沖縄」

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて県議会での活動も4年目を迎え、日々山積する諸問題を解決すべく走り回っております。私の県議会活動の報告と「医療から見えてくる沖縄」について意見交換会を開催いたします。お忙しいとは存じますが、ぜひともご出席を賜りますようお願い申し上げます。 謹白

令和元年9月吉日

沖縄県議会議員 山川典二

<意見交換会パネリスト> ※敬称略

玉城研太郎 (那覇西クリニック診療部長/沖縄県医師会理事)
「沖縄のすみずみプロジェクト」

儀間ゆかり (美呼吸ウォーキングインストラクター/看護師)
「沖縄の長寿県復活！」 ~正しい姿勢を体感する

山川典二事務所
那覇市国場 1169-3-903
TEL : 098-851-4305
FAX : 098-851-4306



充当割合: 政務活動のみ全額充当

広報広聴費

10月8日 議会報告会 案内ハガキ
郵送料

領収書

山川 英二 様

[別納引受]		
第二種通常はがき 062	1,276通	¥79,112
小計		¥79,112
郵便物引受合計通数	1,276通	
課税計		¥79,112
(内消費税等)		¥5,860
非課税計		¥0
合計		¥79,112
お預り金額		¥80,112
おつり		¥1,000

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2019年 9月12日 14:58
担当: [REDACTED]
発行No. 190912A1253 端N68箱02
連絡先: 那覇中央郵便局
TEL: 0570-005-396

郵便局からのお知らせ

**2019年10月1日(火)から
郵便料金などが変わります。**

消費税率の改定に伴い、郵便料金などを
変更させていただきます。
詳しくは、日本郵便株式会社Webサイトを
ご覧いただくか、お近くの郵便局にお尋ねください。

郵便 印刷

1300部印刷
うち 1276通 郵送
24通 手渡

充当割合：政務活動のみ全額充当

広報広聴費

議会報告会の
パネリスト謝礼代

領 収 書

令和元年10月8日

山川 典二 殿

下記の金額確かに領収いたしました。

一 金 10,000 円也

内 訳

期 間	内 容
令和元年10月8日	山川典二議会報告会と意見交換会のパネリスト謝礼金

住 所

[Redacted Address]

氏 名

[Redacted Name]



充当割合：政務活動のみ全額充当

広報広聴費

議会報告会の
パネリスト講師代

領 収 書

令和元年10月8日

山川 典二 殿

下記の金額確かに領収いたしました。

一 金 5,000 円也

内 訳

期 間	内 容
令和元年10月8日	山川典二議会報告会と意見交換会のパネリスト謝礼金

住 所

[Redacted]

[Redacted]

氏 名

[Redacted] 

充当割合:政務活動 のみ全額充当

10月8日 議会報告会
ビデオカメラレンタル

領 収 証

R1年10月4日

山川 様

★ ¥ 3,000,-

但し ビデオカメラレンタル代として
上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)

ビデオムービー沖縄
那覇市字安里4921
TEL(098)866-580

議会報告会の記念録の為

統一様式-⑩

広聴広報活動記録簿

年月日	令和元年10月8日(火)午後6時30分~8時
場所	水ぶらっさ 那覇市上下水道局B棟3階「厚生会館」
対象	沖縄県民
参加者	100名
目的	議会活動の報告と識者を招き、わかりやすく県政を伝え、住民の県政に関する要望・意見を聴く
内容及び所見	<p>「医療から見えてくる沖縄」と題した今回の議会報告会と意見交換会では、沖縄の長寿県復活! を目指して、医療界から「沖縄のすみずみプロジェクト」を展開しているパネリストに講演してもらい、活動をとおして見えてくる沖縄の抱える問題点について意見交換をした。</p> <p>講師の一人、■■■さんからは「だらだら歩く1万歩より意識して歩く3000歩」を実演を通して、会場の皆さまにも体感してもらった。正しい姿勢で正しく歩くことが生活習慣病予防にもつながる。「3000歩なら続けることができる」という感想をたくさんいただく。</p> <p>■■■さんからは、沖縄県の現状(塩分の摂りすぎ、脂肪の摂りすぎ、野菜不足)を改善するための提案「沖縄料理は重要だが、食べる量に気を付けること。腹八分目が重要」や「102歳のロビンソン・クルーソー」の著者である渡久地さんの1日を紹介があった。</p> <p>また、乳癌罹患数、沖縄県全国2位であることから、ピンクリボン運動を通して、乳がん検診の早期受診を進めたいと熱弁をふるっていただいた。</p>
配付資料等	
備考	

充当割合:政務活動のみ全額充当

資料購入費

八重山日報

『領収者印』について 八重山日報確認!

領収者印は押印せずに社印のみの発行 (銀行引き落とし)

領収書

山川 典二 様

収入印紙

金額 ￥ 2,700 ー

但し、 令和元年7月分購読料 として 上記正に領収いたしました。
令和元年8月20日



株式会社八重山日報社
代表取締役 宮良 薫
〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

領収書

山川 典二 様

収入印紙

金額 ￥ 2,700 ー

但し、 令和元年8月分購読料 として 上記正に領収いたしました。
令和元年9月20日



株式会社八重山日報社
代表取締役 宮良 薫
〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

領収書

山川 典二 様

収入印紙

金額 ￥ 2,700 ー

但し、 令和元年9月分購読料 として 上記正に領収いたしました。
領収日 令和1年10月21日



株式会社八重山日報社
代表取締役 宮良 薫
〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

充当割合：政務活動のみ全額充当

資料購入費

『領収者印』について 八重山日報確認！

八重山日報

領収者印は押印せずに社印のみの発行 (銀行引き落とし)

領収書

収入印紙

山川 典二 様

金額 ￥ 2,700 ー

但し、 令和元年10月分購読料 として 上記正に領収いたしました。

領収日 令和1年11月20日



株式会社八重山日報社
代表取締役 宮良 薫
〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

領収書

収入印紙

山川 典二 様

金額 ￥ 2,700 ー

但し、 令和元年11月分購読料 として 上記正に領収いたしました。

領収日 令和1年12月20日



株式会社八重山日報社
代表取締役 宮良 薫
〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

領収書

収入印紙

山川 典二 様

金額 ￥ 2,700 ー

但し、 令和元年12月分購読料 として 上記正に領収いたしました。

領収日 令和2年1月20日



株式会社八重山日報社
代表取締役 宮良 薫
〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

： 充当割合：政務活動のみ全額充当

資料購入費

『領収者印』について 八重山日報確認！

八重山日報

領収者印は押印せずに社印のみの発行 (銀行引き落とし)

領収書

収入印紙

山川 典二 様

金額 ￥ 2,700 -

但し、 令和2年1月分購読料 として 上記正に領収いたしました。

領収日 令和2年2月20日



株式会社八重山日報社
代表取締役 宮良 薫
〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

領収書

収入印紙

山川 典二 様

金額 ￥ 2,700 -

但し、 令和2年2月分購読料 として 上記正に領収いたしました。

領収日 令和2年3月23日



株式会社八重山日報社
代表取締役 宮良 薫
〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

充当割合:政務活動:以外が含まれるので案分

事務所費

家賃
水道料(2ヵ月分)
駐車場料

領収証

山川 典二 様

¥ 61,384

上記金額正に領収いたしました

但し 5月分家賃ほかとして

トーマス国場 903号室



(株)マルユウハウジー

〒901-2133 浦添市城間3丁目3番10

電話 (098) 876-1124

2019年 5月 7日

内 訳	
家賃	49,000
共益費	3,000
敷金	
水道料	
駐車場料	7,560
手数料	324
礼金	
衛生費	1,500
浄水器リース	
更新料	
保険料	
遅延料	

担当印



領収証

山川 典二 様

¥ 63,880

上記金額正に領収いたしました

但し 6月分家賃ほかとして

トーマス国場 903号室



(株)マルユウハウジー

〒901-2133 浦添市城間3丁目3番10

電話 (098) 876-1124

2019年 5月 27日

内 訳	
家賃	49,000
共益費	3,000
敷金	
水道料	2,496
駐車場料	7,560
手数料	324
礼金	
衛生費	1,500
浄水器リース	
更新料	
保険料	
遅延料	

担当印



家賃・駐車場料(来客専用)、水道料は2ヵ月ごとに一回充当

Ⓜ 充当割合: 政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

家賃
水道米斗(2ヶ月分)
馬主車米斗

領 収 証

山川 典二 様

¥ 61,384

上記金額正に領収いたしました

但し 7月分家賃ほかとして

トーマス国場 903号室

2019年 6月27日

内 訳	
家賃	49,000
共益費	3,000
敷金	
水道料	
駐車料	7,560
手数料	324
礼金	
衛生費	1,500
浄水器リース	
更新料	
保険料	
遅延料	



(株)マルユウハウジー

〒901-2133 浦添市城間3丁目3番10

電話 (098) 876-1124

担当印



領 収 証

山川 典二 様

¥ 63,880

上記金額正に領収いたしました

但し 8月分家賃ほかとして

トーマス国場 903号室

2019年 7月29日

内 訳	
家賃	49,000
共益費	3,000
敷金	
水道料	2,496
駐車料	7,560
手数料	324
礼金	
衛生費	1,500
浄水器リース	
更新料	
保険料	
遅延料	



(株)マルユウハウジー

〒901-2133 浦添市城間3丁目3番10

電話 (098) 876-1124

担当印



家賃・駐車料(来客専用)、水道料は2か月ごとに一回充当

充当割合:政務活動:以外が含まれるので案分

事務所費

家賃
水道料(2か月ごと)
ゴミ料

領 収 証

山川 典二 様

¥ 61,384

上記金額正に領収いたしました
但し 9月分家賃ほかとして

トーマス国場 903号室



(株)マルユウハウジング

〒901-2133 浦添市城間3丁目3番10

電話 (098) 876-1124

担当印



2019年 8月27日

内 訳	
家賃	49,000
共益費	3,000
敷金	
水道料	
駐車料	7,560
手数料	324
礼金	
衛生費	1,500
浄水器リース	
更新料	
保険料	
遅延料	

領 収 証

山川 典二 様

¥ 64,020

上記金額正に領収いたしました
但し 10月分家賃ほかとして

トーマス国場 903号室

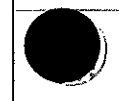


(株)マルユウハウジング

〒901-2133 浦添市城間3丁目3番10

電話 (098) 876-1124

担当印



2019年 9月27日

内 訳	
家賃	49,000
共益費	3,000
敷金	
水道料	2,496
駐車料	7,700
手数料	324
礼金	
衛生費	1,500
浄水器リース	
更新料	
保険料	
遅延料	

家賃・駐車料(来客専用)、水道料は2か月ごとに一回充当

充当割合:政務活動:以外が含まれるので案分

事務所費

家賃
水道料(20月分)
馬主料

領 収 証

山川 典二 様

¥ 61,530

上記金額正に領収いたしました
但し 11月分家賃ほかとして

トーマス国場 903号室



(株)マルユウハウジー

〒 901-2133 浦添市城間3丁目3番10

電話 (098) 876-1124

担当印



2019年10月28日

内 訳	
家賃	49,000
共益費	3,000
敷金	
水道料	
駐車料	7,700
手数料	330
礼金	
衛生費	1,500
浄水器リース	
更新料	
保険料	
遅延料	

領 収 証

山川 典二 様

¥ 64,026

上記金額正に領収いたしました
但し 12月分家賃ほかとして

トーマス国場 903号室



(株)マルユウハウジー

〒 901-2133 浦添市城間3丁目3番10

電話 (098) 876-1124

担当印



2019年11月27日

内 訳	
家賃	49,000
共益費	3,000
敷金	
水道料	2,496
駐車料	7,700
手数料	330
礼金	
衛生費	1,500
浄水器リース	
更新料	
保険料	
遅延料	

家賃・駐車料(来客専用)、水道料は2か月ごとに一回充当

充当割合:政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

家賃
仲介手数料

領収証

2020年1月20日

No. _____

山川 典二 様

金額 198,967

上記の金額正に受取りました。

但し丸房マンション106号室

契約金として

MARUHIKOMANSION

丸房ハウジング
丸房マンション103号
TEL (098) 855-0101
FAX (098) 832-1597

敷金					80,000
家主礼金					
家賃	1~1				
	2/1~2/29				80,000
共益費	1/20~1/31 (0.5ヶ月)				18,967
駐車料金					
保証金					
斡旋手数料	(消費税込)				8,800
合計					198,967



取扱者印

ご注意:金額を訂正したものの取扱者印のないもの及び複写できないもの等は無効です。

家賃1月分 (1/20~31)
" 2月分
仲介手数料

¥198,967を計上

278,967より80,000(敷金)引く

< 移転の理由 >

前回、急な移転だった為、希望に合致した物件でなかった。
また、陳情者の訪問が不便、狭いということから、
物件をずっと探していたところ、良い物件が見つかったため
移転した。

充当割合：政務活動のみ金額充当

事務所費

家賃
水道料

領収証

2020年4月16日

No. _____

小川 典二 様

金額 7,814.20

上記の金額正に受取りました。

但し 丸彦マンション106号室

令和2年3月分家賃等

717



MARUHIKOMANSION
丸彦ハウジング
丸彦マンション
TEL (098) 8...
FAX (098) 8...

敷金					
家主礼金					
家賃	7,814.20				
共益費					
駐車場金					
保証金					
斡旋手数料 (消費税込)					
合計	7,814.20				

ご注意：金額を訂正したものの取扱者印のないもの及び複写できないもの等は無効です。

電気代

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

口座記号番号	00190	9	950041	加入者名	沖縄電力株式会社
R 1年 5月分	4月 4日	5月 3日	ご使用量	50 kWh	
金額	1458				
電気番号	12293-423-1-3	ご契約種別	20	消費税等相当額(再掲)	108
ご依頼人住所氏名	山川 典二 様 那覇市字国場1169-3 トーマス国場 903 山川 典二 様				
支払期日 (裏面参照)	R 1年 6月 3日				
金融機関取扱期限日	R 1年 6月 13日				
ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニ等取扱期限日	R 1年 6月 23日				
料金	出納済 1. 5. 30 琉球銀行 国場支店 7				
備考					

(ゆうちょ銀行) (A) ご依頼人控

この受領証は、大切に保管してください。

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

口座記号番号	00190	9	950041	加入者名	沖縄電力株式会社
R 1年 6月分	5月 4日	6月 5日	ご使用量	59 kWh	
金額	1678				
電気番号	12293-423-1-3	ご契約種別	20	消費税等相当額(再掲)	124
ご依頼人住所氏名	山川 典二 様 那覇市字国場1169-3 トーマス国場 903 山川 典二 様				
支払期日 (裏面参照)	R 1年 7月 8日				
金融機関取扱期限日	R 1年 7月 18日				
ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニ等取扱期限日	R 1年 7月 28日				
料金	沖縄銀行 国場 1. 7. 5 T-1				
備考					

(ゆうちょ銀行) (A) ご依頼人控

この受領証は、大切に保管してください。

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

口座記号番号	00190	9	950041	加入者名	沖縄電力株式会社
R 1年 7月分	6月 6日	7月 3日	ご使用量	54 kWh	
金額	1555				
電気番号	12293-423-1-3	ご契約種別	20	消費税等相当額(再掲)	115
ご依頼人住所氏名	山川 典二 様 那覇市字国場1169-3 トーマス国場 903 山川 典二 様				
支払期日 (裏面参照)	R 1年 8月 5日				
金融機関取扱期限日	R 1年 8月 14日				
ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニ等取扱期限日	R 1年 8月 25日				
料金	換収③ 118606 '19. 7. 31 ローソン 那覇国場支店				
備考					

(ゆうちょ銀行) (A) ご依頼人控

この受領証は、大切に保管してください。

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

口座記号番号	00190	9	950041	加入者名	沖縄電力株式会社
R 1年 8月分	7月 4日	8月 4日	ご使用量	66 kWh	
金額	1873				
電気番号	12293-423-1-3	ご契約種別	20	消費税等相当額(再掲)	138
ご依頼人住所氏名	山川 典二 様 那覇市字国場1169-3 トーマス国場 903 山川 典二 様				
支払期日 (裏面参照)	R 1年 9月 4日				
金融機関取扱期限日	R 1年 9月 13日				
ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニ等取扱期限日	R 1年 9月 24日				
料金	エンメル '19. 8. 28 伊波 484283				
備考					

(ゆうちょ銀行) (A) ご依頼人控

この受領証は、大切に保管してください。

電気代

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

この受領証は、大切に保管してください。

口座番号 00190	9	950041	加入者名 沖繩電力株式会社
R 1年 9月分	8月 5日	11月 4日	ご使用量 64 kWh
金額 振込先	1823		
電気番号 12293-423-1-3	ご契約種別 (電気番号) 20	消費税率相当額(消費税) 円 135	
ご依頼人住所氏名 山川 典二 様	ご依頼場所 那覇市字国場 1169-3 トーマス国場 903 山川 典二 様		
支払期日 (裏面参照)	R 1年 10月 7日		
金融機関取扱期限日	R 1年 10月 17日		
ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニ等取扱期限日	R 1年 10月 27日		
料金 備考	日 附 印	145030 79930	
	(ゆうちょ銀行)	(A) ご依頼人控	

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

この受領証は、大切に保管してください。

口座番号 00190	9	950041	加入者名 沖繩電力株式会社
R 1年 10月分	9月 5日	10月 3日	ご使用量 67 kWh
金額 振込先	1627		
電気番号 12293-423-1-3	ご契約種別 (電気番号) 20	消費税率相当額(消費税) 円 120	
ご依頼人住所氏名 山川 典二 様	ご依頼場所 那覇市字国場 1169-3 トーマス国場 903 山川 典二 様		
支払期日 (裏面参照)	R 1年 11月 5日		
金融機関取扱期限日	R 1年 11月 15日		
ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニ等取扱期限日	R 1年 11月 25日		
料金 備考	日 附 印	1.10.31 70122	
	(ゆうちょ銀行)	(A) ご依頼人控	

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

この受領証は、大切に保管してください。


口座番号 00190	9	950041	加入者名 沖繩電力株式会社
R 1年 11月分	10月 4日	11月 4日	ご使用量 59 kWh
金額 振込先	1689		
電気番号 12293-423-1-3	ご契約種別 (電気番号) 20	消費税率相当額(消費税) 円 153	
ご依頼人住所氏名 山川 典二 様	ご依頼場所 那覇市字国場 1169-3 トーマス国場 903 山川 典二 様		
支払期日 (裏面参照)	R 1年 12月 5日		
金融機関取扱期限日	R 1年 12月 13日		
ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニ等取扱期限日	R 1年 12月 25日		
料金 備考	日 附 印	1.11.29 70122	
	(ゆうちょ銀行)	(A) ご依頼人控	

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

この受領証は、大切に保管してください。


口座番号 00190	9	950041	加入者名 沖繩電力株式会社
R 1年 12月分	11月 5日	12月 4日	ご使用量 48 kWh
金額 振込先	1391		
電気番号 12293-423-1-3	ご契約種別 (電気番号) 20	消費税率相当額(消費税) 円 126	
ご依頼人住所氏名 山川 典二 様	ご依頼場所 那覇市字国場 1169-3 トーマス国場 903 山川 典二 様		
支払期日 (裏面参照)	R 2年 1月 6日		
金融機関取扱期限日	R 2年 1月 16日		
ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニ等取扱期限日	R 2年 1月 26日		
料金 備考	日 附 印	1.12.25 琉球銀行 国場支店 2	
	(ゆうちょ銀行)	(A) ご依頼人控	

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

口座番号 00190	9	950041	加入 振替	沖繩電力株式会社	
R 2年 1月分	12月 5日	月 8日	ご使用額	78,410円	
金額	値	千	百	十	円
					2141
電気番号	12293- 423-1-3	ご契約種別 (普通事項)	20	消費税率相当額(内額) 円	194
ご依頼人 ご依頼先 ご依頼先住所 ご依頼先住所 ご依頼先住所	山川 典二 様 那覇市字国場 1169-3 トーマス国場 903 山川 典二 様				
支払期日 (裏面参照)	R 2年 2月 10日				
金融機関取扱期限日	R 2年 2月 20日				
ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニ等取扱期限日	R 2年 3月 1日				
料金					
備考					
	(ゆうちょ銀行)		(A) ご依頼人控		


この受領証は、大切に保管してください。

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

口座番号 00190	9	950041	加入 振替	沖繩電力株式会社	
R 2年 1月分	1月 20日	月 22日	ご使用額	1,660円	
金額	値	千	百	十	円
					34
電気番号	12222- 5-1-7	ご契約種別 (普通事項)	20	消費税率相当額(内額) 円	3
ご依頼人 ご依頼先 ご依頼先住所 ご依頼先住所 ご依頼先住所	山川 典二 様 那覇市字国場 1186-4 丸彦マンション 106 山川 典二 様				
支払期日 (裏面参照)	R 2年 2月 25日				
金融機関取扱期限日	R 2年 3月 6日				
ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニ等取扱期限日	R 2年 3月 16日				
料金					
備考					
	(ゆうちょ銀行)		(A) ご依頼人控		

この受領証は、大切に保管してください。

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

口座番号 00190	9	950041	加入 振替	沖繩電力株式会社	
R 2年 1月分	1月 20日	月 22日	ご使用額	15,660円	
金額	値	千	百	十	円
					166
電気番号	12222- 5-2-6	ご契約種別 (普通事項)	40	消費税率相当額(内額) 円	15
ご依頼人 ご依頼先 ご依頼先住所 ご依頼先住所 ご依頼先住所	山川 典二 様 那覇市字国場 1186-4 丸彦マンション 106 山川 典二 様				
支払期日 (裏面参照)	R 2年 2月 25日				
金融機関取扱期限日	R 2年 3月 6日				
ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニ等取扱期限日	R 2年 3月 16日				
料金					
備考					
	(ゆうちょ銀行)		(A) ご依頼人控		

この受領証は、大切に保管してください。

↓
重口契約
(電卓ロシヤターで使用)

事務所費充当状況申告票

議員名 山川典二

1. 事務所の状況

住所	那覇市国場1169-3 トーマス国場903
----	-----------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明 :

政務事務所のみで使用の為 全額充当

(関係経費)

家賃 (月額)	49,000 円
駐車場代 (月額)	7,560(5~9月)7,700 (10月~) 円
水道代 (2か月毎)	平均2,496円(変動あり)
その他	円

(充当額)

家賃 (月額)	49,000 円
駐車場代 (月額)	7,560(5~9月)7,700 (10月~) 円
水道代 (2か月毎)	平均2,496円(変動あり)
その他	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

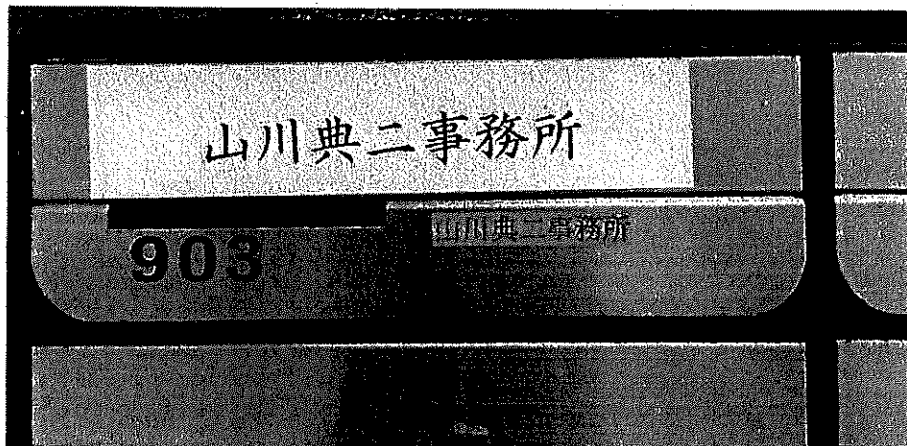
沖縄県議会議員

山川典二 

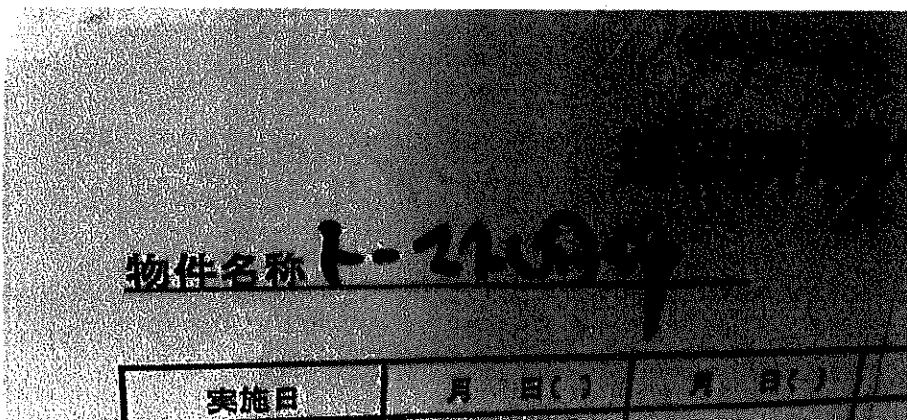
玄関



郵便受け



物件表示



重要事項説明書

(建物の賃貸借)

貸室賃貸借契約書

賃貸人 〇〇〇〇 と賃借人 山川 典二 との間に次の通り貸室賃貸借契約を締結する。

(賃貸借物件)

第1条 賃貸人は、その所有に係る下記表示の物件（以下「本物件」という）を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借するものとする。

建物名称	トーマス国場		
所在地	沖縄県那覇市国場1169-3		
部屋No.	903号室	面・積	19.60㎡
構造及び間取り	非木造 (RC造り)	種類	共同住宅
所在地	1K (洋6.2K2.3)	総戸数	42戸
工事完了	平成30年3月 (大規模修繕工事を 年 実施)		

(契約期間)

第2条 本契約の契約期間は下記に記載する通りとし、契約期間満了後、引き続き入居する場合は、契約更新の手続きをしなければならない。

又、契約更新時には更新事務手数料に対し合意するものとする。

契約期間	平成30年 4月 13日から起算し平成32年 4月 12日までの2年間
------	-------------------------------------

(使用目的)

第3条 本物件については住居使用とし賃借人及び居住者(入居申込時に申告した)のみが入居するものとする。但し、本契約後の変更については賃借人の承諾を要するものとする。

(賃料等の支払い)

第4条 月額賃料等は下記に記載するとおりとし毎月27日迄に前家賃分を賃貸人の指定する方法にて支払うものとする。但し、1ヵ月未済の賃料等については契約月の実日数を以て日割計算とする。

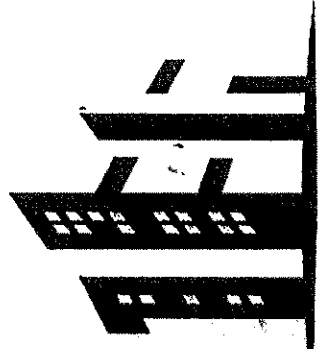
又、賃料等の請求時に要する口座振替及び振込手数料については賃借人の負担とする。(賃料等に於いて、通常消耗・経年劣化等の原状回復費用は含まれないものとする。)

賃料	49,000円	安心サービス	1,500円	駐車場	7,000円
共益費	3,000円	浄水器	1,500円	管理費	〇〇〇円
				区分No.	2

(賃料等の改定)

第5条 賃貸人は土地又は建物に対する公租公課その他の負担金額若しくは物価上昇等、経済事情の変動が発生した場合には賃料等の改定を請求することができる。

又、賃料の増額がなされた場合、賃借人は直ちに新賃料の1ヵ月分に相当するまで敷金不足額を預けなければならない。



株式会社

マルエウハウジー

物件名称 トーマス国場 903号室

賃貸人 〇〇〇〇 様

賃借人 山川 典二 様

管理会社 株式会社 マルエウハウジー

(諸料金等)

第6条 賃料等の他、安心サービス・電気・ガス・水道等の基本料金及び使用料金は各々の関係機関又は管理会社の請求により、賃借人及び居住者が直轄別途支払うものとする。又、本物件を明け渡す場合は上記料金を完済し、その領収証を賃借人又は管理会社に提示するものとする。

(期間満了損害金)

第7条 賃借人は本契約に定める期間内にて、本契約の解約及び解除に至る場合については次の各号についての期間満了損害金の請求を負うものとする。

- ① 本契約期間を1年未満に解約した場合、契約不履行として賃料1ヵ月相当の期間満了損害金の請求を負うものとする。
- ② 本契約期間を2年未満に解約した場合、契約不履行として賃料1ヵ月相当に対して30%の期間満了損害金の請求を負うものとする。
- ③ 本契約期間満了後に於いての期間満了損害金の効力は失われるものとする。

(賃借人の注意義務)

第8条 賃借人及び居住者は本物件及びその共有部分を善良なる管理者の注意義務を以って、使用しなければならない。

(修繕義務と費用負担義務)

第9条 本物件又はその造作物の維持保全のため修理の必要が生じた場合、賃借人は速やかにその旨を賃借人又は管理会社へ通知しなければならない。又、賃借人は賃借人の又は居住者の過失、取扱いの誤り等に基づく場合を除き、本物件及びその付帯設備器具等を修理しなければならない。但し、室内電球類等の取り替え、その他日常使用による極めて軽微な消耗の小修理費又は小作業は賃借人の負担とする。

(損害賠償)

第10条 賃借人及び居住者の故意又は過失等により本物件に損害が生じた場合には、賃借人に対し、損害賠償の責を負うものとする。

(契約の消滅)

第11条 天災、地震、地変、その他賃借人の責に帰すことのできない事由により、本物件の通常使用が不能となり本契約の目的が達成できない場合、本契約は当然に終了するものとする。又、その場合、賃借人に生じた損害について賃借人はその責めを負わないものとする。

(届け出又は通知義務)

第12条 賃借人は、次の各号に該当する場合は直ちにその旨を賃借人に届け出又は通知をするものとする。

- ① 賃借人又は居住者が、本物件を長期間に亘って不在にすること。
- ② 賃借人又は連帯保証人の住所、氏名、電話番号、勤務先その他に変更が生じたとき。
- ③ 第13条に定める事由が生じたとき。

(連帯保証人)

第13条 連帯保証人は賃借人が本契約に基づき負担する債務について、極度額を賃料12ヵ月分相当と定め、賃借人と連帯してその履行の責めを負うものとし、連帯保証人は本契約が合意更新(法定更新、自動更新含む)に関わらず更新後も引き続き連帯保証人としての責めを負うものとする。

又、連帯保証人が死亡又は賃借人の認める連帯保証人としての資格を失ったとき賃借人は直ちに賃借人に対し、書面によりこれを通知し賃借人の承諾する連帯保証人を選任するものとする。

(付帯設備)

第14条 本物件の付帯設備は別途交付済の重要事項説明書記載の通りとし賃借人現状有姿で引き渡すものとし、経年劣化又は、使用に伴う性能低下・キズ・汚れ等があることを予め承認したものとする。

(反社会的勢力等の排除に関する表明保証)

第15条 賃借人及び賃借人はそれぞれの相手方に対し次の各号につき表明し保証するものとする。

- ① 自らが反社会的勢力等でないこと及び本契約締結以降に反社会的勢力等に属さないこと。
- ② 自らの役員が反社会的勢力等でないこと。
- ③ 反社会的勢力等に自らの名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。

(管轄裁判所)

第16条 本契約に関する訴訟の提起等、裁判上の手続をしようとする場合、本物件の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

(禁止事項)

第17条 賃借人は本物件及び付帯設備等の全部又は一部の使用について、次の各号に掲げる行為をしてはならないものとする。

- ① 賃借人の承諾なしに賃借人及び居住者以外の第三者に使用(同居)、民泊もしくは専有させたりする行為、又は入居者を変更させること。
- ② 賃借人の承諾なしに賃借権の譲渡、転貸又は使用賃借等を行うこと。
- ③ 付帯設備を本物件以外の場所に持ち出すこと。
- ④ 本物件の増築・改築・移転・看板その他の工作物の取り付け、改造・工作を伴う模様替え等により現状の変更をすること。
- ⑤ 本物件の全部又は一部分を反社会的勢力等の事務所その他の活動拠点として使用し、使用もしくは第三者をして反社会的勢力等の活動拠点として使用させること。(本物件に反社会的勢力等を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力等を立ち入らせることを含む。)
- ⑥ 本物件及び本物件の近隣において、粗野、粗暴等の行為を為して、近隣者及び他の入居者、管理会社に不安感、不快感や迷惑を与えること。
- ⑦ その他本契約の各条項及び別途定められた細則等がある場合、これに反する行為をすること。

(立ち入り)

第18条 賃貸人(賃貸人に指定された者)は本物件の保守、保全、防災、防犯等の管理上、特に必要がある時はあらかじめ賃借人の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。又、この場合、賃借人は正当な理由がある場合を除き、立ち入りを拒否することはできないものとする。

第19条 賃貸人(賃貸人に指定された者)は火災、地震、漏水、ガス漏れ、救護等の緊急事態発生又はその可能性がある場合、賃借人の承諾を得ることなく本物件に立ち入ることができる。その場合、賃貸人は立ち入り後その旨を速やかに賃借人へ報告しなければならぬものとする。

(敷地内駐車場)

第20条 賃借人は敷地内駐車場を使用する場合は、賃貸人の指定する位置に賃貸人の承諾を事前 に得た車庫(バイク・自転車等も含む)のみを駐車するものとする。

又、賃貸人及び管理会社は天災・地変・違法駐車(自己管理)・第三者による損害等、賃貸人の責に帰すべからざる事由により、賃借人の車輛に損害が生じても一切その責めを負わないものとする。(故意又は過失により、施設・他の車輛に損害を与えた場合は直ちに損害を賠償する。)

(解約の申入れ)

第21条 賃借人は賃貸人及び仲介人に対し、30日前にて通告し、本契約の解除を申入れる事とする。但し、賃借人は予告に代え1ヵ月の賃料相当額を賃貸人に支払即時に解除できるものとする。

尚、30日前予告に満たない場合は申入日を起算日として1ヵ月分の賃料等を支払うものとする。(解約申入日より、2ヵ月の経過を以って、明渡しが無効な場合又は、解約申入れを無効とする。)

(明渡し)

第22条 賃借人は本物件の明渡しの際、次の各号に定める事項を行なうものとする。

- ① 賃借人及び居住者が本物件内に搬入した全ての家財もしくは物品等の収去又は搬出。
- ② 賃借人及び居住者が使用した公共料金等の諸料金の精算及び鍵の返還。
- ③ その他明渡しに必要な全ての措置。

(原状回復義務等)

第23条 賃借人は賃借人及び居住者の故意又は過失、善管注意義務違反により本物件もしくは、付帯設備に損害を与えた場合、賃貸人に対し、その損害を賠償するものとする。

又、善管注意義務違反による損害には通常の使用方法を超える使用による汚損・破損・損耗(「タバコのヤニによる室内の汚れや臭い」、「引越し作業等で生じた傷」、「結露を放置したことによるカビ」等)を含むものとする。

尚、賃借人は本契約の明渡しの際、原則として、自然消耗・経年劣化・通常の使用方法に伴う損耗について原状回復義務を負担しないものとするが、本契約に別途特約の定めがある場合にはその定めに従うものとする。

(契約の解除)

第23条 賃貸人は賃借人が賃料等の支払いを怠ったとき相当の期間を以て催告し、その期間内に賃借人が履行しない場合は本契約を解除することができるものとする。

1. 賃借人が次の各号のいずれかに該当し、賃貸人及び賃借人の信頼関係が損なわれたと認められる場合には賃貸人は何等かの催告によらず、直ちに本契約を解除することができるものとする。

- ① 入居申込書及び本契約への虚偽記載その他不正な方法により入居及び民泊行為が判明したとき。
- ② 賃料等の支払を3ヵ月以上遅延したとき。
- ③ 騒音・悪臭の発生その他の公衆衛生、風紀を乱す等の近隣の迷惑となる行為、又は探検及び共同生活の秩序・平穏等を阻害する行為を反復したとき。
- ④ 賃借人及び居住者が、本物件及び共有部分において、賃貸人の許可無く犬猫等ペットの飼育持込みが判明したとき。
- ⑤ 本契約書の各条項の定め反したとき、又は別途定められた細則等がある場合、これに反したとき。

2. 賃貸人又は賃借人の一方について、次の各号のいずれかに該当した場合には、その相手方は何等かの催告も要せずして、直ちに本契約を解除することができるものとする。

- ① 本契約第15条(反社会的勢力等の排除に關する表明保証)に反する事実が判明したとき。
- ② 本契約締結後に、自ら又は役員が反社会的勢力等に該当したとき。
- ③ 本物件又はその周辺において、暴行・傷害・脅迫・恐喝・器物破損・監禁等の犯罪行為を行ったとき、もしくはその他警察当局の介入を生じさせようとしたとき。
- ④ 第17条第5号から7号までに掲げる行為を行ったとき。

(家賃保証会社の加入条件)

第24条 本契約には賃借人の負担で管理会社指定の家賃保証会社と家賃保証委託契約を付帯し本契約が終了するまで賃借人は前記保証契約を継続するものとする。

又、家賃保証委託契約の毎年プランに従い、初回保証委託料及び年間保証委託料を家賃保証会社に支払うものとする。

(24時間安心サービス・損害保険等の加入条件)

第25条 賃借人は本契約期間中、自己負担にて借家人賠償責任保険及び個人賠償責任保険、24時間安心サポートに加入するものとする。(別紙資料参照)

未加入期間内に生じた本契約貸室での事故等の損害等については賃借人の負担とする。

又、本契約を更新する場合には前項に定める保険等についても、自己の負担において更新又は再加入するものとする。

(規定外事項)

第26条 本契約に定めのない事項については関係法規並びに慣例に従うものとし、賃貸人及び賃借人は各々の信義を重んじ誠意をもって協議善処するものとする。

(特約条項)
別紙参照

前記各条項承諾の上、本物件について上記のとおり賃貸借契約を締結したことを証する為、本契約書2通を作成し記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 30年 4月 13日

賃貸人 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted]

借 人 住所 沖縄県那覇市天久2-22-8 氏名 山川 典二 電話番号 [Redacted]

連帯保証人 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

媒介業者 免許証番号 沖縄知事(2)第4328号
事務所所在地 沖縄県浦添市城間3丁目3番地10号

商号(名称) 株式会社 マルコムウヰハカタ
代表者氏名 [Redacted]
宅地建物取引士 登録番号 [Redacted] 知事 第 [Redacted] 号
氏名 [Redacted]

覚書

契約書には住居使用と記載されていますが
当物件を事務所として使用することを認めます。

平成 30年 3月 / 日

賃借人

山川 典二

賃借人

氏名

住所

契約当初に賃貸人との了承はとっていたが、覚書を締結した

事務所概要申告票

議員名 山川典二

1. 物件の所在

住所	沖縄県那覇市国場1186-4 丸彦マンション106
電話番号	098-851-4305

2. 所有区分

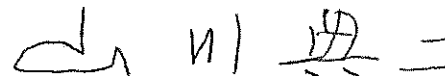

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃借契約先 [XXXXXXXXXX] ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

賃貸人 氏名

XXXXXXXXXX



住所

XXXXXXXXXX

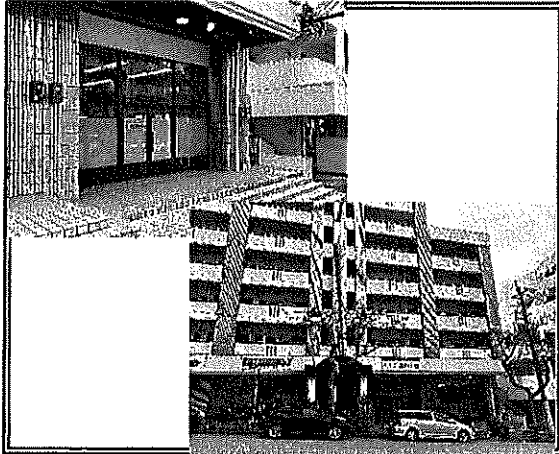
事務所費充当状況申告票

議員名 山川典二

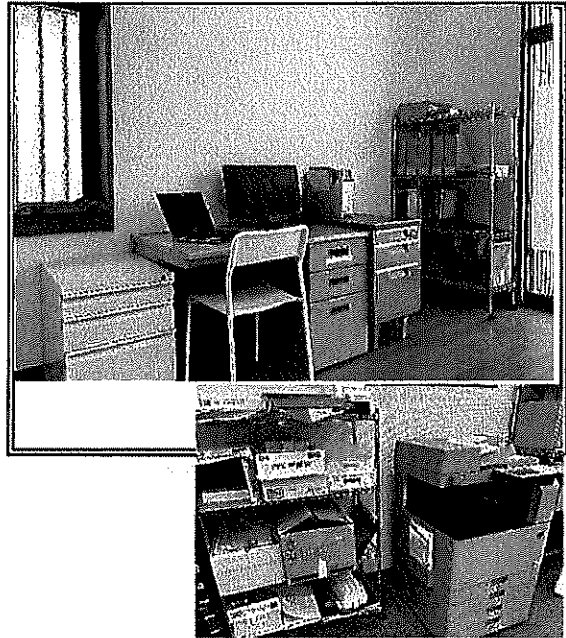
1. 事務所の状況

住所	那覇市国場1186-4 丸彦マンション106
----	------------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明 :

政務事務所のみで使用の為 全額充当

(関係経費)

家賃(月額)	80,000 円
駐車場代(月額)	0 円
水道代(月額)	平均1,270円(変動あり)
その他	0 円

(充当額)

家賃(月額)	80,000 円
駐車場代(月額)	0 円
水道代(月額)	平均1,270円(変動あり)
その他	0 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

山川典二 (印)

玄関

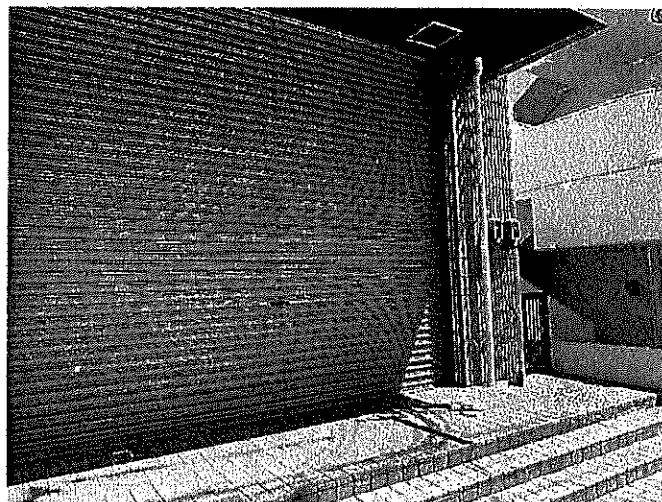


郵便受け



事務所

シャッター



貸室賃貸借契約書(店舗用)

賃貸借契約書

貸主 (以下甲という。)

借主 (以下乙という。) 山川 典二

上阿者間に、下記の賃貸借物件に関して、以下のとおり賃貸借契約を締結する。

自 令和 2年 1月 20日
至 令和 4年 1月 19日

記
賃貸借物件 名称 丸彦マンション
所在地 那覇市国場1186-4番地
鉄筋コンクリート造 8階建て 1階 106号室
使用目的 (政務事務所)

賃貸人

賃借人

山川 典二



(社)沖縄県宅地建物取引業協会々々員
(社)全国宅地建物取引業保証協会々々員
沖縄県知事免許(8)第2244号

第1条

甲は乙に対して前記賃貸借物件を賃貸し、乙は前記使用目的のため以下の各項を承諾し、前記物件を賃借する。乙は甲の書面による承諾がなければ使用目的の変更はできない。

第2条

賃貸期間は令和2年 1月 20日より令和4年 1月 19日迄の武ヶ月とする。但し、期間満了の武ヶ月前迄に契約当事者の一方が他方と書面で解約の通知を為さざる時は、満期の日より更に満武ヶ月間同一条件により契約は更新されるものとし、以後この例による

第3条

賃料は、武ヶ月金 80,000円也とし、乙は毎月 1日までに当月分を甲の指定する場所に持参するか、もしくは甲の指定する銀行口座に送金または口座振替にて支払う。武ヶ月に満たない場合は、日割ととする。賃料には、電気・ガス・上下水道・電話の使用料は含まれず、その支払い乙の負担とする。

第4条

前条の賃料が、経済事情の変動、土地もしくは建物に対する公租公課その他の負担の増減により、または近隣建物の賃料に比較して不相当な増減が生じた時は、契約期間中であっても、当事者間においてその増減を請求することができる。

沖縄県那覇市国場1186-4番地

TEL855-0101(代) FAX832-1597

(有)丸彦ハウジング

事務所費

第10条 甲またはその借主は、建物の保金、防火、防犯、救護等に関し、必要ある時は本物に立ち入り、必要な措置をすることができる。この場合乙は甲に全面的に協力しなければならない。

第11条 乙、またはその使用人及び乙に関わる者が、本物件、その付属物並びに共用部分を、毀損又は滅失したときは、乙は甲に対し直ちにその旨を通知するとともにこの回復に要する損害を賠償しなければならない。

第12条 乙が、下記の場合の1つに該当した時は、甲は何らの通知催告を要しない。直ちに本契約を解除して、乙に対して明渡しを求めらる事ができる。

1. 壹ヶ月以上、賃料及び共益費の支払いを怠った場合。
2. 賃料及び共益費の支払いをしばしば遅延し、本契約における信頼関係を著しく害すると甲が判断したとき。
3. 乙またはその使用人、及び乙に関わる者が反社会的と認められる団体（暴行団、過激な政治活動集団）関係者であり、かつ近隣住居者の平穏を害するおそれのある行為があったとき、もしくは甲及び近隣に迷惑となる行為をしたとき。
4. 無断で本物件から退去した時。または正当な事由なく壹ヶ月以上本物件を使用しない時。
5. 乙が甲の書面による事前の承諾なく本物件を第三者に転貸し、または当該賃借権を譲渡した時。
6. その他、本契約の条項に乙が違反した時。

第13条 乙は契約期間中であっても、甲に対して書面による壹ヶ月以上の予告期間を定めて、本契約の解除を申し入れることができる。この場合、予告期間満了と同時に契約は満了する。但し、予告に替えて壹ヶ月分の賃料相当額を甲に支払い、即時に解約することができる。

第14条 本契約終了と同時に乙は、次のとおりに従って賃借物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は退去にともなう電気、ガス、水道等の代金精算手続きと、鍵の返還を速やかに行うこと。
2. 乙はこの費用により新設、付加した諸造作、設備、及び乙所有の物件を乙の費用を以って取去し、現状に復するとともに、建物内外の清掃及びゴミ、汚物等の撤去処理をして明け渡すこと。

第5条 共益費は壹ヶ月金一円也、駐車場は1台無料とし、乙は毎月1日までに当月分を賃料と一緒に支払う。それらの政定は前条に準じて行う。

第6条 水道料金の支払いに関しては、毎月18日に甲にて検針を行い毎月1日に家賃と一緒に支払う。(自動引き落とし)

第7条 乙またはその関係者が、駐車場の建造物もしくは施設に損害を与えたときは、乙は甲に対して損害賠償責任を負うものとする。

甲は、駐車中の車輛に対する盗難、損傷、火災、その他乙の駐車場利用に関して生じた一切の損害について何らの責任を負わないものとする。

第8条 乙は本契約と同時に敷金として金80,000円、礼金として金一円合計額 80,000円を甲に差し入れる。

乙は契約期間中、敷金をもって賃料その他本契約に基づく債務の弁済に充当することはできない。

1. この敷金は無利息とする。
 2. この敷金は甲が賃貸借関係における乙の債務を担保するものとする。
 3. 甲は、乙の債務不履行があれば、甲が受けた損害金その他乙の負担金をこの敷金から充当することができる。
 4. 甲は、乙がこの契約に定める義務の履行を完了し賃借物件を完全に明け渡したことを確認した後、次の期間及び控除率に従って控除をなし、その後の残額を乙に返還するものとし、控除した金額は甲において取得する。
- イ、本契約締結後、或年未満内に解約した場合は、違約金として敷金は甲において没収する。
- ロ、或年以上経過した場合は、金 80,000円を返還する。
- ハ、本契約終了後乙において、賃借物件を現状に復さない時は、甲は敷金の返還を拒むことができる。

第9条 乙は本物件に造作物の設置、模様替え、看板等の掲示、冷房機の取付けその他、全て現状を変更する工事を行うときは、事前に、甲の書面による承諾を得なければならない。

株式会社安木屋 一鏡通り店
〒900-0013
沖縄県那覇市牧志1-14
TEL:098-862-6117
FAX:098-862-5117
端末番号:83DD

2019-07-24 16:26:50

取引ID: JoZ..

領収証

山川寛二

様

領収金額

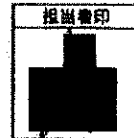
¥5,347-

(税 ¥396-)

但し

別添付

上記正に領収いたしました。



No.5639531500018

A4用紙 5冊入り 1箱
A3用紙 3冊入り 1箱
ボールペン 替え芯 2本

雇用職員等の賃金台帳



(令和元年度)

単位:円

月 日	支給額	雇用保険料	支払額	受領印	備考
5月10日	80,000	240	79,760		4月分
6月10日	80,000	240	79,760		5月分
7月10日	80,000	240	79,760		6月分
8月9日	80,000	240	79,760		7月分
9月10日	80,000	240	79,760		8月分
10月10日	80,000	240	79,760		9月分
11月8日	80,000	240	79,760		10月分
12月10日	80,000	240	79,760		11月分
1月10日	80,000	240	79,760		12月分
2月13日	80,000	240	79,760		1月分
3月10日	80,000	240	79,760		2月分
4月10日	80,000	240	79,760		3月分
合計	960,000	2,880	957,120		

統一様式-⑤

雇 用 契 約 書

氏 名	生年月日
住 所	電話番号

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	平成 31 年 4 月 1 日 ~ 令和 2 年 3 月 31 日(更新あり)
主な就業場所	那覇市国場 1169-3 トーマス国場 903 沖縄県議会議員 山川典二事務所
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成
就業時間	午前 10 時から午後 3 時 (休憩 1 時間)
休 日	土日祝日、年末年始、盆休 (3 日)
給与 (賃金)	月給 80,000 円 (時給 円)
給与支払日	毎月月末メ切 翌月 10 日支払
支払方法	<input checked="" type="radio"/> 直接払い <input type="radio"/> 口座振替
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。

平成 31 年 4 月 1 日

雇 用 者 氏 名 山川 典二



被雇用者 氏名



※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

令和元年度雇用職員申告票

議員名 山川 典二

被雇用職員名	[Redacted]	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄:)	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

令和元年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

氏名

[Redacted]



住所

[Redacted]

雇用者 沖縄県議会議員

山川 典二 (山)

勤務の実態を証する提出書類

出勤簿 タイムカード その他:

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

勤務実態申告票

【議員名 山川 典二】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの ・情報収集(新聞・雑誌・書籍・資料等) ・訪問先との連絡・調整	等 15%
	研修に係るもの ・研修会・講演会の準備・運営 (プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等)	等 10%
	広報広報に係るもの ・広報誌の編集・校正、印刷業者との調整等 ・広報誌の配布	等 20%
	要請陳情等に係るもの ・要請陳情先の機関との連絡・調整 ・住民相談、意見交換の対応	等 10%
	会議に係るもの ・各種会議・住民相談会の準備・運営 (資料作成、開催周知、連絡・調整等)	等 10%
	資料作成に係るもの ・打合せ資料の作成	等 20%
	事務所での庶務に係るもの ・備品・消耗品等の管理 ・電話・来客対応、議員への連絡調整 ・政務活動費の管理、収支報告書の作成	等 15%
小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務		

令和元年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者

山川 典二



被雇用者



出勤簿

氏名	██████████	平成31年/令和元年
----	------------	------------

1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		

出勤簿

氏名	伊藤 佳子	令和元年
----	-------	------

7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	

出勤簿

氏名	伊藤 佳子	令和2年
----	-------	------

1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		

